

令和7年度 教育委員会

(第3回定例会)



福岡市

福岡市教育委員会

令和7年度6月定例教育委員会会議日程

日 時 令和7年6月5日(木) 午後2時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6月議事録署名委員 高野委員、加賀美委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第1号 令和7年笛吹市議会第2回定例会提出議案について
 - (2) 議案第3号 令和8年度県教育施策及び予算に関する要望書について
 - (3) 議案第4号 笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員の任命・委嘱について
 - (4) 議案第5号 笛吹市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
 - (5) 議案第6号 笛吹市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (6) 議案第7号 文化財保護審議会委員の委嘱について
 - (7) 議案第8号 笛吹市図書館協議会委員の任命について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和7年7月4日(金) 午後2時～
市民窓口館 302・303 会議室

報告第1号（6月）

令和7年笛吹市議会第2回定例会提出議案について

教育委員会

令和7年笛吹市議会第2回定例会会期日程

○会 期：令和7年6月10日（火）～6月26日（木） 17日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6月2日	月	議会運営委員会	午前9時30分	
		全員協議会	午前10時30分	
10日	火	本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長行政報告 ・ 提出議案説明
11日	水	休 会		
12日	木	休 会		
13日	金	休 会		
14日	土	休 会		
15日	日	休 会		
16日	月	休 会		
17日	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
18日	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
19日	木	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
20日	金	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
21日	土	休 会		
22日	日	休 会		
23日	月	休 会	午前9時	常任委員会（予備日）
24日	火	休 会		
25日	水	休 会		
26日	木	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会の審査報告 ・ 討論・採決

令和7年笛吹市議会第2回定例会提出議案一覧表(令和7年6月10日提出)

件数	議案番号	題名	主管課
1	報告第1号	令和6年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課
2	報告第2号	令和6年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課
3	報告第3号	令和6年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について	企業総務課
4	報告第4号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について	企業総務課
5	承認第1号	笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	税務課
6	承認第2号	笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	税務課
7	承認第3号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	国民健康保険課
8	議案第50号	笛吹市営市部駐車場条例の制定について	観光商工課
9	議案第51号	笛吹市児童館条例の一部改正について	子育て支援課
10	議案第52号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課
11	議案第53号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について	財政課
12	議案第54号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
13	議案第55号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
14	議案第56号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	財政課
15	議案第57号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
16	議案第58号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
17	議案第59号	動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(2期))	管財課
18	議案第60号	動産の取得について(高規格救急自動車購入)	消防課

令和7年笛吹市議会第2回定例会提出追加議案一覧表(令和7年6月10日(初日)追加提出)

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第61号	動産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車購入(明許))	消防課

令和7年度 6月補正 予算要求総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出要求額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	-30,222	-7,338		-11,300	-15,650	4,066
学校教育課	4,150	613	200			3,337
生涯学習課	119,310	15,785		80,000	23,525	0
文化財課	0					0
図書館	3,041					3,041
						0
						0
						0
部（局）計	96,279	9,060	200	68,700	7,875	10,444

議案第3号（6月）

令和8年度県教育施策及び予算に関する
要望書について

教育総務課・学校教育課・生涯学習課

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
1	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 1 「義務教育費国庫負担制度」の堅持について 義務教育は、憲法で国民の権利義務であることが定められており、国が必要な財源を保障することによって教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであります。 このため、義務教育の根幹を維持し、その水準の維持向上を図るため、「義務教育費国庫負担制度」の国庫負担率を現在の1/3から旧来の1/2に戻し、将来的には全額国庫負担とするよう国へ働きかけるよう要望します。	義務教育は、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容等を保障するため、国が必要な財源を保障することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであります。義務教育の在り方については、義務教育が憲法上の国民の権利義務に関わるものであることから、財政面で国の責務を明らかにし、義務教育費国庫負担制度の堅持等確実な財源保障が確保されるよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国へ引き続き要望して参ります。	○	
2	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 2 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の堅持について 資質の高い教員を安定的に確保する「人材確保法」の精神を堅持するとともに、教員の勤務実態を正確に把握し、教職調整額等の教員の雇用条件を適切に見直すよう国へ働きかけるよう要望します。	「令和の日本型学校教育」を実現するにあたっては、教職の魅力を高めることで、時代の変化に応じた高い資質能力を身に付けたより優秀な人材を確保することを目的として、人材確保法を堅持しつつ、職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国へ引き続き要望して参ります。	○	
3	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 3 教職希望者を増やす取り組みの推進と教員の待遇改善について 教員不足解消のために、学生だけでなく社会人からも希望者を掘り起こし免許状の取得ができるような仕組みづくりなど、教職希望者を増やす取り組みについて国へ働きかけるよう要望します。 また、教員の意欲向上や人材確保のため、待遇改善や働き方改革を進めるための取り組み、1単位の授業時間の短縮(40分、45分)等を、国へ働きかけるよう要望します。	教職希望者を増やすための高校生、大学生を対象としたやまなし教育みらいフォーラム「山梨県で『学校の先生』になろう!」を引き続き実施するとともに、教員選考検査における東京会場での検査の実施やペーパーティチャーへの働きかけ、小学校教員を目指す学生への奨学金制度等の実施により人材確保に努めて参ります。 また、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」による取組の推進や、学校における事務負担の削減により、教職員が児童生徒と向き合うという本来の業務に専念できる時間を確保するため、県教育委員会が先頭に立って「学校現場への文書半減プロジェクト」を実施しておりますが、教員の待遇、働き方改革、学習指導要領の見直しについても、国へ要望して参ります。 なお、教員免許状取得者について実態調査を行うことは、個人情報保護の観点から困難であります。	○	
4	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について 複雑化・多様化した教育課題に対応していくために、教職員定数の見直しは喫緊の課題であり、学校運営の実態に合わせ、正規教職員の増員、特別支援教育などへの加配を含む新たな教職員定数改善計画の策定及び義務標準法に基づく教職員の標準定数の増を国へ働きかけるよう要望します。 特に次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 小学校外国語活動及び外国語科に対応するALT配置事業へ積極的な財政支援、及び、免許を保有する英語専科教員の全校配置。	小学校における専科教職員の充実については、教職員定数の改善により対応しており、今後も教職員定数改善の中で国へ要望して参ります。 また、ALTの配置についても、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。同時に、英語免許ならびに英語の資格を有する受検者を確保するため、各大学に働きかけて参ります。 ALT配置事業については、雇用にかかわる財政支援の充実について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。	◎	特に小学校においては、担任以外の教員がほほいしない状況である。多様化する教育課題に対して、学校運営の実態に合わせて対応できる教員の増員は必要である。
5	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (2) 教頭の基本配当数外の配置及び中規模校・大規模校への複数配置。	教頭の基本配当数外配置、中規模校および大規模校への複数配置に係る国への対応については、各県の情勢や県内の複数配置校での実情を踏まえ、検討して参ります。	○	
6	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (3) 大規模校や、いじめ・不登校などへの対応が求められる学校への養護教諭の複数配置及び後補充の財政支援。また、養護教諭の配置基準の引き下げ。	大規模校等への複数配置及び後補充、配置基準の引き下げについては、財政上極めて困難であります。 今後とも国に対し要望して参ります。	○	
7	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (4) 日本語指導が必要な児童生徒への適応指導のため、平成29年度から令和8年度まで段階的に配置している日本語指導教員の配置の前倒し及び日本語指導員の増員及び母国語で指導できる専門職員の配置。	日本語指導が必要な児童生徒(外国籍児童生徒等)に対する指導教諭に係る定数については、義務標準法の改正により、平成29年度から順次、基礎定数に移行しております。日本語指導教員の配置の前倒しも含めて、今後も引き続き、様々な機会を通じて国に対し要望して参ります。 また、母国語で指導できる専門職員の採用については、今後調査・研究して参ります。	○	
8	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (5) 多学級校や課題を抱える学校への事務職員の複数配置。	事務職員の複数配置及び加配の拡大については、今後とも増員を国に対し要望して参ります。	○	
9	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (6) 小規模校における一般教諭・養護教諭・事務職員・司書教諭の1校1人配置及び複式解消のための1学級1人の教員加配。	教諭等については、県の配当基準に基づき配置しており、養護教諭及び事務職員については義務標準法、司書教諭については学校図書館法に基づきそれぞれ配置しております。 また、複式学級の解消については、これまで県独自の基準を設けて改善を図ってきたところであります。 今後も引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。	◎	少人数とはいえ複式学級での対応は、児童生徒への学習指導の負担も大きく、弊害も大きい。また、養護教諭や事務職員についても、配置がない場合の学校の負担、弊害も大きい。教職員の働き方改革の意味でも配置を進めてほしい。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
10	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (7) 現行指導要領改訂における授業時数の増加過多や小学校の外国語教育、プログラミング教育、ICT教育への対応等に伴う、教職員の過重負担軽減のための増員。	国は令和7年度予算案において、小学校高学年に加え、4年生における教科担任制の推進と小学校における35人学級の推進として、定数改善を要求しており、教職員の定数改善については、今後も引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。	○	
11	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (8) いじめや不登校等をはじめ、児童生徒個々の問題・課題等が多様化、複雑化している状況を踏まえ、義務標準法の改正、加配制度の明確化による教職員数改善。	国は少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることをしております。 また、国では平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数の約3割を基礎定数化していくこととしております。 今後も引き続き、国の動向を注視して参ります。	○	
12	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (9) 中学校への全教科教職員の全校配置。	中学校への全教科教職員の全校配置に係る国への対応等については、各県の情勢や県内の複数配置校での実情を踏まえ、検討して参ります。	○	
13	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (10) 食中毒防止対策、食物アレルギーへの児童生徒に対する個別対応、学校給食における食育の推進、地産地消の普及等に対応するための栄養教諭、学校栄養職員の定数拡大。	栄養教諭及び学校栄養職員については、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、今後とも定数改善を国に対して要望して参ります。	◎	食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にあり、学校給食の提供に当たってもきめ細かな対応が急務となっている。除去食等の対応を行うことを考えると栄養教諭、栄養職員の定数拡大は急務だと見える。
14	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (11) 小規模中学校への技術・家庭・美術・音楽等の教諭の配置について、免許外教科担任解消のため、センター方式の導入等具体的な改善策の検討。	小規模中学校非常勤講師の活用等、無免許解消に向けた取り組みを進めるとともに、センター方式の導入については、引き続き、調査・研究して参ります。	○	
15	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (12) 教室に入れず保健室や図書室等で過ごす児童生徒の増加に不応加配の教員だけでは対応しきれないため教職員の増員配置。	小学校への学校不適応加配については、令和6年度は23校に非常勤講師を配置しております。 今後とも国に対し要望して参ります。	◎	特に小学校においては、担任以外の教員がほほいしない状況である。多様化する教育課題に対して、学校運営の実態に合わせて対応できる教員の増員が急務である。
16	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (13) 小学校高学年における教科担任制を推進するために小規模校を含む専科教員の確実な配置拡大及び財政支援。	小学校高学年への専科教員の配置については、令和6年度は96校に専科教員を配置しております。 今後とも国に対し要望して参ります。	○	
17	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 4 教職員等の定数・配置の改善について (14) 司書教諭の専任化及び定数配置。	司書教諭の専任化及び定数配置については、今後も、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。	○	
18	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 5 学級編制基準の見直しについて (1) 小中学校全学年での30人学級の早期実現を国へ働きかけるよう要望します。	県では、令和3年度より小学校1年生に、令和4年度より小学校2年生に、令和5年度より小学校3年生に、令和6年度より小学校4年生に25人学級編制導入をしました。令和7年度には、小学校5年生に25人学級編制導入を予定しています。 国は、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の基準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることをしております。 今後の国の動向を注視しながら、小中学校全学年の学級編制の標準の引き下げを国に対して要望して参ります。	○	
19	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 5 学級編制基準の見直しについて (2) 複式学級、飛び複式学級の学級編成基準の引き下げなど、複式制度解消に向けた義務標準法の改正及び市町村単費負担教職員に対する財政支援について国へ働きかけるよう要望します。	複式学級編制基準の改善及び市町村単費負担教職員に対する財政支援については、今後とも国に対して要望して参ります。	○	
20	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 6 特別支援教育の充実及び改善について (1) 特別支援学級の編制基準を引き下げるとともに、通常学級に所属する発達障害をはじめとした様々な特性をもつ児童生徒への対応と教員の負担軽減のため、実情に即した人的措置等の充実と市町村単費雇用の支援員に対する財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	特別支援学級の編制基準の改善及び市町村単費負担支援員に対する財政支援については、これまでも全国都道府県教育長協議会等を通じ国に要望してきたところですが、引き続き実現に向け要望して参ります。 また、本県では、一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を行うため、令和2年4月より編制基準を国の標準である8人から県独自で7人へ引き下げ、公立小中学校における特別支援学級の指導体制を強化しております。	◎	通常学級に所属する発達障害をはじめとした様々な特性をもつ児童生徒は年々増加している傾向があり、その対応への負担が大きくなってきている。市町村単費負担している教職員に対する財政支援を強く要望する。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
21	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 6 特別支援教育の充実及び改善について (2)国のインクルーシブ教育政策によって、市町村では人的体制の整備や施設改修など多くの負担が生じていることから、特別支援教育の充実を図るための財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	特別支援教育の充実のための財政支援については、これまで全国都道府県教育長協議会等を通じ国に要望してきたところですが、引き続き実現に向け要望して参ります。	○	
22	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 7 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等について いじめや不登校等の諸問題に対するきめ細かな指導を図るため、スクールカウンセラーの全小中学校への常駐配置、配置時数増及び、スクールソーシャルワーカーの増員及び配置時数増について国へ働きかけるよう要望します。また、各自治体が独自で配置する場合の財政支援についても国へ働きかけるよう要望します。	いじめや不登校等に対する相談体制を充実・強化するため、スクールカウンセラーの全小中学校への配置の継続を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーの拡充や財政的な支援について今後も国に要望して参ります。	○	
23	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 8 いじめ問題に関する支援について いじめ問題への対応として、いじめ防止対策推進法に規定する第三者委員会の設置と運営にかかる費用への財政支援及び、第三者委員会委員(専門職種委員)の確保に対する支援について国へ働きかけるよう要望します。また、いじめの諸課題に対するきめ細かな指導を図るため、スクールロイヤーの全県常駐配置についても国へ働きかけるよう要望します。各自治体が独自で配置する場合における財政支援についても国へ働きかけるよう要望します。	第三者委員会の設置・運営及びスクールロイヤーの配置に係る財政的支援については、引き続き国へ働きかけて参ります。委員の確保に対する県の支援については、他県の状況等を調査し、研究して参ります。また、県では、令和6年4月からスクールロイヤー等法務相談事業を運用開始しました。スクールロイヤーの全県常駐配置については、活用のニーズを把握しながら、引き続き調査・研究して参ります。	◎	複雑・多様化する児童生徒、保護者への対応、児童生徒間のいじめ等の対応に苦慮している現状がある。いじめの諸課題に対するきめ細かな指導を図るための体制整備は急務である。
24	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 9 学習指導員及び教員業務支援員配置事業の継続と予算の拡充について 学習指導員(学力向上支援スタッフ)及び教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の継続的な配置は、学校教育活動の充実と働き方改革を実現するため、学校現場において必要不可欠となっておりますが、要望通りの国庫補助額でないため、市町村に多額の負担が生じております。予算の増額と事業の継続を国へ働きかけるよう要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	◎	市町村では、国の制度にのっとり、配置を行ってきた。国の補助が減っている状況でも学校教育の現状を考えると継続的な配置の必要性を感じ、市町村では多額の負担が生じている現状がある。国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。
25	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 学校施設の整備について 児童生徒の安全確保はもとより、災害時には地域住民の緊急避難所としても活用される学校施設の老朽化に対する施設整備は重要であることから次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 学校施設環境改善交付金について、原油や資材の高騰、建設工事の週休2日制の本格実施による労務費の増高等により、基準単価と実際の建築単価が大きく乖離していることから、建築単価の見直し。また、補助基準単価や補助率の高上げや限定項目の緩和、交付率の拡充。	より実情に即した学校施設環境改善交付金となるよう、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引き上げについて、引き続き国に働きかけて参ります。	○	市全体的に学校施設の老朽化が顕著であり、今後施設の維持管理に多額の費用が必要となることが予想されるため。
26	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 学校施設の整備について (2) 地震防災対策における「地域住民の緊急避難施設」となる学校施設等の耐震補強事業費に係る補助率の嵩上げと補助残となる一般財源の負担軽減(元利補給のある地方債の創設など)。	校舎や屋内運動場等の学校施設は、児童生徒の安全確保はもとより、災害時には住民の緊急避難場所として地域の実情に応じた役割を求められていることから、耐震化のより一層の促進のため、さらなる制度の充実が図られるよう、引き続き国に働きかけて参ります。	○	市全体的に学校施設の老朽化が顕著であり、今後施設の維持管理に多額の費用が必要となることが予想されるため。
27	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 学校施設の整備について (3) 学校施設等の老朽化に対する長寿命化改良事業の補助対象の拡大と、特別教室の施設改築工事に対する大規模改築事業の補助制度の見直し、交付税措置によらない国の交付金交付率の引き上げ。	学校施設の老朽化に関する施設改修については、国の長寿命化改良事業による補助制度があり、特別教室の内部改築工事については、国の大規模改築事業による補助制度があるところですが、これらについても、一層の制度の拡充と教育環境改善に係る事業の優先的な採択が図られるよう、引き続き国に働きかけて参ります。	○	市全体的に学校施設の老朽化が顕著であり、今後施設の維持管理に多額の費用が必要となることが予想されるため。
28	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 学校施設の整備について (4) 小中学校の普通・特別教室への冷暖房機設置及び校舎トイレの洋式化・乾式化改修のための国の補助基準の見直し。	小・中学校への空調設置については、国の大規模改築事業による補助制度があるところですが、令和5年度の制度改正により、断熱性が確保されている体育館への新たな空調設置の補助率が、1/3から1/2に引き上げられています。空調だけではなく、トイレの改修においても、引き続き、より利用しやすい制度へ改善が図られるよう、国に働きかけて参ります。	○	普通・特別教室のみならず、屋内体育施設への空調設備の設置を推進していく予定であるため。
29	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 10 学校施設の整備について (5) 統廃合などにより閉校した学校の遊具や耐震性のない校舎、体育館などの撤去費用に対する国の財政支援。	閉校した学校施設等の撤去費用に対する補助は現状困難ですが、現行制度の弾力化及び財政支援制度の拡充について、引き続き国に要望して参ります。	○	個別施設計画等に基づき、今後統廃合を行うことも想定されるため。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
30	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について 新たに「学校のICT環境整備3カ年計画(2025～2027年度)」が策定され、令和9年度まで地方財政措置が講じられることとなっておりますが、十分な財政措置が継続されるよう国へ働きかけるよう要望します。 また、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 端末利用のための保守管理・故障対応等の維持費、消耗品費、 端末更新費用 及び各種ソフトウェア購入・更新費用・通信費用などの国庫補助による継続的な財政措置。 また、各自治体や保護者が用意する場合の新たな補助制度の創設を含む、国庫補助の増額等の財政支援。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、ICT環境の整備について、令和7年度以降も十分な財政措置を講ずるよう要望を行い、新たに「学校のICT環境整備3カ年計画(2025～2027年度)」が策定され、令和9年度まで地方財政措置が講じられることとなりました。 また、GIGAスクール構想の着実な推進に必要な保守管理経費の負担軽減、ソフトウェア整備、更新等の費用及び高等学校における端末更新の費用などについて、必要な財政措置を講ずるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	◎	GIGAスクール構想に基づき、児童生徒、教師の端末整備、校内通信ネットワーク、大型提示装置の整備や個別最適化に対応するための財政措置、ICT支援員に係る人件費等、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。新たな補助制度を含む、国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。
31	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (2) 学級数変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備、国の推奨帯域を実現するための回線契約の見直し等のランニングコストに対する財政措置。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、大型提示装置等の周辺機器整備や今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強について継続的かつ十分な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	◎	30の理由と同様
32	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (3) 指導者用及び児童生徒用のデジタル教科書の無償供与。また、デジタル教科書の導入にあたっては、児童生徒の心身の発達への影響、教職員の指導力の格差が生じることのないよう、市町村の意見を十分反映すること。	全国都道府県教育委員会連合会などを通じて、デジタル教科書についても紙の教科書と同等に無償で使用できるよう、財政措置を確実に講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	◎	30の理由と同様
33	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (4) 学校のICT環境の設計や使用マニュアル(ルール)作成等といったソフト面の整備を支援するICT支援員の確実な配置に向けた、人材の紹介事業の充実や人材バンクの創設等。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、情報通信技術支援員(ICT支援員)について、地域によって必要な人材の確保が困難な実態があることから、人材確保のための支援を行うよう要望をしております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	◎	30の理由と同様
34	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (5) 家庭での通信環境(Wi-Fi環境)、セキュリティー等、遠隔授業への環境整備及び通信環境を整える又は維持することが難しい家庭への支援施策に対する補助金等の財政支援。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、家庭における通信費の負担軽減について財政措置を講じるよう要望をしております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	○	
35	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (6) 体育館や特別教室での端末利用のための整備に対する、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の拡充。また、公立学校の敷地外に設置する教育支援センターへの補助拡充。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、1人1台端末整備に伴う通信量の増加に対応できる機器・設備の更新やネットワーク増強、通信量増大に係る費用等について、必要な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて国に働きかけるなど、必要な対応を実施して参ります。	○	
36	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 11 ICTの環境整備支援について (7) 1人1台端末の更新に際し、昨今の物価高に伴い更新に係る財政負担の増加が見込まれるため、補助基準額の増額。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、1人1台端末の更新について必要な財政措置を講じるよう要望をしております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	×	既に、補助上限額が1万円増額され、この補助金を活用しての端末調達完了しているため。
37	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 12 小学校外国語教育について 小学校外国語教育は、長期展望に立った推進体制の確立を国へ働きかけるよう要望します。	小学校の外国語教育の特性を踏まえた質の高い授業の実施に向けて、国の動向を注視しながら、専科教員を配置しております。 令和6年度も昨年に引き続き、全県において外国語教育を推進していけるよう、地域のバランス等を考慮しながら、配置しております。 また、専科教員を対象にした学習会や、小学校教員を対象としたオンライン研修会を実施し、教員の指導力及び英語力向上に向けて、取り組みを進めているところです。 今後も、国の動向を注視しながら、外国語教育の一層の充実を図る指導体制の構築に向けて、国に要望して参ります。	○	
38	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 13 外国人児童生徒等への教育支援について 外国人児童生徒等が学校生活を送るには、日本語指導教員がマンツーマンで指導する必要があり、在籍数が数十名規模となると、県加配等のみでは対応ができず、市町村単費で日本語指導教員を配置している状況です。また、外国人児童生徒等は不登校など困難な状況を伴うケースが多く、保護者も日本語が理解できないことから家庭との連携が取れず、市町村単費で複数の通訳を配置しています。こうした配置に対して、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じるよう国へ働きかけるよう要望します。	外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援方法について、県で実施する日本語指導担当者会、帰国外国人児童生徒教育研究会にて、周知を図ります。また、通訳派遣事業を継続し、外国人児童生徒の教育相談を行います。引き続き国の動向を注視しながら、外国人児童生徒教育の充実に向けて、調査研究して参ります。 また、本年度も、日本語指導センター一校に、日本語指導加配教員を配置し、日本語指導及び生活への適応指導を行っております。国は、外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実のための定数を増やす見込みであり、今後も国の動向を注視しながら地域の実状に応じた配置について検討して参ります。 また、日本語指導教員の配置の実施、前倒しを国に對して要望して参ります。	○	

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
39	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 14 学校司書の全校配置について 学校司書を国の責務において全校配置するとともに、財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な措置を講じるよう国へ働きかけるよう要望します。	学校司書の定数配置、また、配置に係る財政措置については、今後も、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。	○	
40	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 15 就学援助制度について 準要保護者に対する就学援助については、自治体間格差が生じております。交付金措置ではなく、補助金として支給基準を明確化し、市町村の対象者数に見合った十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけるよう要望します。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法の規定により市町村において適切に実施されなければならないとされておりますが、市町村における就学援助が一層充実するよう、今後も、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。	○	
41	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 16 教員免許更新制廃止に伴う研修のあり方と負担軽減について 教員免許更新制廃止により、教員に新たな負担が生まれないように配慮いただくとともに、研修等についてオンライン研修や研修時間の短縮、土日等に研修がある場合は、公務としての認定、また費用が発生する場合は国の財源による公費負担を国へ働きかけるよう要望します。	教員免許更新制の発展的解消に係る「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」により、教育職員免許法の改正が令和4年7月1日に施行されました。これを受け、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関わる指針の改正が行われ、新たな教師の学びを実現するための研修制度が構築されることになりましたが、県においても国の示す研修機会及び研修体制等に注視し、教員に過度な負担が生じないように配慮しながら校長及び教職員の資質の向上を図って参ります。	○	
42	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 17 学校給食の充実について 食物アレルギー対応への財政支援について国へ働きかけるよう要望します。	栄養教諭の配置基準の緩和や増員・食物アレルギー対応への財政支援については、これまでも国に要望してきたところであり、引き続き実現に向け、国に働きかけて参ります。	◎	食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にあり、学校給食の提供に当たってもきめ細かな対応が急務となっている。除去食等の対応を行うことを考えると栄養教諭、栄養職員の定数拡大は急務だと見える。
43	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 18 学校給食の無償化について 子育て世帯の経済的負担減や少子化対策を目的に、学校給食費の無償化が自治体主導で行われていますが、財政状況により実施が難しい自治体も多くあります。給食費負担の地域格差が生じないよう、公教育の無償化という観点から、全国一律の学校給食費の無償化を国の責任で実施するよう、国へ働きかけるよう要望します。	県より、国に対し、保護者負担に地域差が生じないよう、国の責任と財源により学校給食費を無償化することを要望しております。		
44	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 19 スクールガード・リーダーの継続的補助について 児童生徒の安全安心の確保のため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー等)に対する補助の継続、強化、発展を国へ働きかけるよう要望します。	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー)の継続、強化、発展について、国に働きかけて参ります。	○	
45	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 20 教科書改訂に伴う指導書購入に関する財政支援について 教科書改訂に伴い購入する指導書は、教科・学年ごとに発行されており、特別支援学級の増加等により購入冊数が増えています。また、通常の書籍に比べ高価である上、デジタル教科書の導入により、更に多くの費用が必要になっています。教科書改訂の都度、市町村に大きな財政負担がかかっているため、購入に関する財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、デジタル教科書の購入費用なども含め必要な財源を保障するよう、今後も引き続き全国教育長協議会等を通じて国に要望して参ります。	◎	教科書改訂に伴う指導書の購入に関して、近年特別支援学級の増加等の現状や、デジタル教科書の導入により、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。購入に関する財政支援を強く要望する。
46	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 21 全国学力・学習状況調査について 全国学力・学習状況調査について、調査結果を分析・考察して授業改善に生かすため、現場に調査結果が早く届くよう国へ働きかけるよう要望します。 また、悉皆調査を規模縮小または抽出調査に転換するとともに、その余剰財源を他の教育予算の増額等に充てるよう国へ働きかけるよう要望します。	全国学力・学習状況調査については、令和7年度も悉皆で実施することが予定されています。また、児童生徒質問調査については、本年度よりCBTで実施しています。教科書調査においても、CBTを段階的に導入することとしており、令和7年度は、中学校の理科で実施します。 県としては、CBT化の課題検証も含め、国の動向を注視して参ります。 今後も調査の本来の目的である授業改善につながるよう取り組んで参ります。	○	
47	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 22 新・放課後子ども総合プランの補助金について 新・放課後子ども総合プラン補助金の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みや事業の継続的な実施に必要な予算の増額などの補助金の充実を国へ働きかけるよう要望します。	放課後子供教室について、地域の実情に応じた運用が可能となる仕組み作りに努めるとともに、事業の継続的な実施に必要な予算の増額や放課後子供教室整備における新築・改修に対する補助制度の創設を図るよう国に対して要望しております。		

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
48	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 23 運動部活動の地域移行について 国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示されていますが、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 外部人材の件費や休日部活動の運営に要する管理運営費等の持続可能な予算支援。	国へは、令和6年7月及び11月の全国都道府県教育長協議会を通じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動に協力する地域団体等の管理運営や人材確保について、十分な人的・財政的支援を行うよう要望しております。	○	
49	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 23 運動部活動の地域移行について (2) 今までは公費等で賄われていた経費を参加者等受益者が負担する場合の予算支援。スポーツ団体への会費等による保護者負担軽減のための財政措置。	国へは、保護者の負担軽減や経済的に困窮する家庭への費用負担については、全国都道府県教育長協議会を通じて、国の責任において継続的に財政措置を講じるよう要望しております。	○	
50	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 23 運動部活動の地域移行について (3) 国費による以下の補助制度の創設。 ①地域部活動統括団体への運営補助金制度の創設。 ②地域部活動運営のための補助金制度の創設。 ③地域部活動講師への謝金の全額補助。 ④地域部活動の実施時に加入する保険料の補助。 ⑤地域部活動制度導入下における大会等遠征費の補助。	国の令和6年度補正予算及び令和7年度予算において、一部の経費について補助が示され、国においては令和7年度における実証事業等の進捗状況を把握し、令和7年度からの施策に反映することとしております。 今後の国の動向を注視しながら、国に対して運動部活動の地域移行に係る経費の補助について、働きかけて参ります。	◎	地域クラブの運営を継続するため、また、参加者の負担額を低廉な金額とするため、永続的な補助制度の創設を強く要望する。
51	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 24 公営塾設置にかかる財政支援について 過疎地域の自治体においては民間の学習塾等がないため、学力に格差が生じることが懸念されています。この対応として自治体で運営する公営学習塾設置について財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	公営の学習塾については全国的には総務省の地域おこし協力隊を活用している事例が見られます。 県内では、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用して、公営塾を設置している自治体があります。 今後、国の動向を注視しながら自治体の公営学習塾設置について調査研究して参ります。	○	
52	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 25 不登校児童生徒への支援について 近年、不登校児童生徒の増加が著しい状況が続いております。国においても、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を進めようとしておりますが、喫緊の課題として、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。 (1) 校内教育支援センターを設置するための人的及び財政的支援。	校内教育支援センターとして、各校で空き教室を活用して設置をしている学校が増えてきているところです。 設備に関する財政措置だけでなく、そこに配属できる人的な財政措置もさらに充実するよう国へ働きかけて参ります。	◎	不登校児童生徒の増加が著しい状況の中、登校しても自分のクラスに入りづらい児童生徒が、増えている。落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境として、校内教育支援センター設置ための体制整備は急務である。
53	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 25 不登校児童生徒への支援について (2) 市町村が設置する教育支援センターの機能を強化するための人的及び財政的支援。	県では、令和4年4月1日に設置した相談支援センターに、チーフスクールカウンセラーを配置し、市町村教育支援センターの指導員への指導助言や利用する児童生徒への教育相談を進める等の取組を行っており、引き続き、市町村を支援して参ります。	○	
54	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 25 不登校児童生徒への支援について (3) 学びの多様化学校の設置に関わり、設置基準等を法令で定め、自治体による差が出る事が無いよう、国の施策として推進していくこと。	学びの多様化学校(不登校特例校)については、市町村と連携を図りながら検討を進めているところです。 検討する上で、設置基準等の法制化など必要に応じて国に働きかけて参ります。	○	
55	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 26 デジタルデバイスの依存対策について 児童生徒のネット依存やゲーム依存を防止するため、スマートフォンやタブレット端末等のデジタルデバイスの適切な利用について引き続き啓発するとともに、さらなる強化発展を国へ働きかけるよう要望します。	「ネット依存」、「ゲーム障害」などの課題を解決するため、国に対しては引き続き、学校・家庭・地域社会が連携を図りつつ、情報端末等の適正な利用方法や情報モラルを含む情報活用能力を育成する機会をより一層充実させるとともに、児童生徒のネットリテラシー醸成や情報モラル感覚の習得といった児童生徒の自主的・主体的な学習や活動への財源措置を講じることなどを要望しております。	○	
56	I 国へ働きかけていただきたい要望事項 27 公立図書館での電子書籍導入費用の助成について 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られなければならないとされていますが、電子書籍導入の初期費用や電子書籍代は高額であるため、公立図書館で環境を整えるための費用の助成を国へ働きかけるよう要望します。	公立図書館における電子書籍導入費用を含む図書、視聴覚資料購入費等については、地方交付税措置がされていますが、地方交付税の積算基礎における社会教育費の単位費用の算定は不十分であるため、実態に即して強力に増額措置を講じるよう国に対して要望しております。		

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
57	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (1) 教職員の確保と欠員解消について 令和5年度末の人事異動に続いて、令和6年度末の人事異動においても、県内で多くの欠員が出ており、令和7年度に入っても欠員状況の改善が見られない現状があります。欠員状況の早期解消をしていただくとともに、令和7年度末の人事異動については、課題を正確に把握した上で、見直しをもった作業を行い、教職員の確保と配置を万全なものにして、令和5・6年度と同様の欠員状況を生じさせないよう要望します。	学校現場への不足人材の確保は、本県のみならず全国的な課題となっています。そうした状況への対応として、臨時的任用教職員の募集方法の改善、臨時的任用教職員選考検査の前倒し、教員選考検査不通過者の臨時的任用教職員への任用推進の工夫等に取り組んでいます。今後も制度の改善を進めるとともに、各地域・学校の状況を把握しながら人材確保と配置に努めて参ります。	○	
58	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (2) 教員不足の解消に向けた取り組みについて 全国的に厳しい教員不足のため、近隣の自治体や民間企業の動向を把握し、人材の確保及び流出の防止めとなる施策として、採用受検年齢引き下げ、採用試験の時期・場所の検討、初任者手当、学級担任手当、山梨県小学校教員確保推進事業費補助金の中学校教諭への対象拡大など、県独自の施策を講じるよう要望します。 また、教職員の働き方改革や待遇改善に努めていただき、正規教員の確保、予算の確保、給与を含めた労働条件の改善を図る取り組みを要望します。 なお、教員不足の要因の一つに、25人学級による学級増があげられます。教員不足の解消が見込めない場合は、25人学級の一時見合わせ等も検討していただきますよう要望します。	人材確保に向けて、毎年度、教員採用検査の改善を進め、大学3年生を対象とした選考の実施や教職経験者を対象とした特別選考枠の拡大等を行っています。また、教員免許状所持者で、これまで教職に就いたことがない方、または一時的に教職を離れている方を対象に、教職の魅力や福利厚生のお伝えする研修会を開催しています。引き続き、教員の確保に向けて取り組んで参ります。 なお、山梨県小学校教員確保推進事業費補助金の中学校教諭への拡大など今後調査研究して参ります。 教員の働き方改革については、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」による取組に力を入れております。待遇改善については、知事も国への働きかけを強めております。 25人学級については、教員が不足する当面の間は、25人学級の制度を維持しながら、教員が確保できる最大限の範囲内で、国の基準を上回る学級編制を実施いたします。	○	
59	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (3) 教職員採用計画の見直しについて 学校現場の人材不足は喫緊の課題であり、学校現場の負担軽減や教員の多忙化改善のため、できる限り期間採用者を減らして正規教職員を採用するよう教職員採用計画の見直しを要望します。	教職員の採用計画については、統廃合及び児童生徒数減少による定数減、退職者や育児休業者の増加等を勘案して策定しております。 今後も期間採用者の雇用を減らし正規教職員の配置ができるよう、教職員の採用数を検討して参ります。	○	
60	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (4) 適正な人事配置について 人事異動に関する各種要綱や計画の見直しを行い、実情にあった運用を行うとともに、教員の市町村教育委員会への人事権の移譲について検討委員会の設置を要望します。 また、次の事項について配慮していただきますよう要望します。 ① 一部地域に産休及び育休取得教職員が著しく過多とならないよう、適正な配置。	市町村教育委員会への教員の人事権の移譲については、国の動向に注視して参ります。 また、一部地域に産休及び育休取得教職員が著しく過多とならないよう、人事交流要綱に則った適切な配置に努めて参ります。	○	
61	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (4) 適正な人事配置について ② 地域に根ざした教育の推進を図るには、地元教員や意欲のある長期赴任教職員の確保が必要であることから、人事交流要項の見直し。	人事交流要綱は、各地区の実態を把握し、県全体のバランスを第一に考えながら、毎年、見直しを行っています。今後も成果と課題を検証するとともに、学校現場の実態を十分に踏まえ、円滑な運用に努めて参ります。	○	
62	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (4) 適正な人事配置について ③ 特に、新採用者交流のうち東部地区との人事交流においてA地区校に異動する場合については、児童生徒との人間関係の構築や学校運営が困難になっている状況があることから、希望者交流の積極的な活用も含め、 異動期間を2年から3年に延長対象者や学校の状況に応じて柔軟に対応すること。	人事交流要綱では、新採用者交流のA地区勤務における転出可能年数は3年と規定され、他地区新採用交流者同様に勤務歴に応じた調整がなされています。交流期間を短くすることにより、教員を確保するのに困難な地域における教員確保、人事交流の活性化による教育水準の向上が図られると考えられます。 今後も成果と課題を検証するとともに、学校の実態や教職員の様子を十分に踏まえ、実情に応じた円滑な運用に努めて参ります。	○	
63	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (4) 適正な人事配置について ④ 地域の実情に応じて、教諭がその子女と同一校に在籍することも含めた柔軟な対応。	保護者等からの誤解を招くおそれがあるため、原則、教員がその子女と同一校に在職することがないように人事異動を行っております。		

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
64	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (4) 適正な人事配置について ⑤ 学校規模に応じて、年齢構成、経験年齢を考慮した配置。	県では、教育効果の向上を図るため、年齢構成を含め、教員の能力・適性・勤務実績等を総合的に検討し、引き続き適材を適所に配置するよう努めていきます。	○	
65	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (5) 管理職の登用について 学校、教育委員会の意に反した人事異動がないよう、特に次の事項について配慮していただくよう要望します。 ① 地域に精通した地元定住者の任用と配置。地区内での年齢の平準化。	管理職の登用については、管理職及び主幹教諭の選考に関する要領にあるとおり、社会や学校の現状と課題に対応できる見識と人格を備えた人物を登用しております。さらに、緊急時に必要な体制など地域の実態等を踏まえながら、地域の学校教育の向上が図られる人事配置に努めるとともに、市町村教育委員会の意見を尊重する中で、地元定住者や年齢を考慮する中で、総合的に判断し行って参ります。	○	
66	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (5) 管理職の登用について ② 管理職(校長・教頭)の同時異動、 小中学校長の校種を越えての配置 を避けていただくこと。	管理職の異動につきましては、市町村教育委員会の意見を尊重しながら、同時異動や校種を越えての配置に留意する中で進めて参ります。	○	
67	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (5) 管理職の登用について ③ 将来的な管理職体制の充実を図るため、管理職登用者の年齢引き下げや女性教職員の積極的な登用。	管理職登用者の年齢引き下げについては、教職員の年齢構成、定年引上げの動向を注視して参ります。また、女性管理職につきましては、今後も人材の育成を進めるとともに積極的に受検するよう働きかけて参ります。	○	
68	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (5) 管理職の登用について ④ 新任管理職が教育活動に専念できる教育環境の整備。管理職登用時に特定区域外への異動を義務付ける制度を改め、本人の出身地域に配慮し、地域の教育力向上につながるような対応。	管理職につきましては全般的な視野に立ち、適材適所の配置をするるとともに、地域に根ざした特色ある教育活動の推進と危機管理体制の確立を目指した人的配置を考慮して参りましたが、特定区域外への異動の際には、心身の健康や通勤時の安全等に配慮した異動となるよう努めて参ります。	○	
69	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等について いじめや不登校等の諸課題に対応するため、次の事項を要望します。 ① スクールカウンセラーは全小中学校に配置されているが配置時間数が限られているため、スクールカウンセラーの全小中学校への常駐配置や配置時数増。また、個別の事例に対応できるよう、スクールカウンセラーの派遣体制の整備。	今年度も継続して、スクールカウンセラー(SC)を全小・中学校に配置する体制をとっております。 また、スクールソーシャルワーカー(SSW)については、県下4ヶ所の教育事務所に13名配置し、学校からの要請に応じて派遣し、児童生徒の教育環境の改善を図り、いじめや不登校等の解消に努めております。 今後も引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な配置、いじめ・不登校対策の強化、教育相談体制の充実を図って参ります。 スクールカウンセラーの総勤務時間は庁内での予算協議及び国の補助金額により決定しており、一定の基準を設けて全公立小・中学校に配分し、各学校での勤務時間や地域等を考慮してスクールカウンセラーを配置しております。 基本的には各学校に配分した勤務時間を計画的に活用していただきますが、緊急的な対応を求められる事案が発生したときのための活動時間も別で予算化し対応しています。	○	
70	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等について ② スクールソーシャルワーカーの増員、配置時数増。	また、SC、SSWへのニーズが高まる中、県では不登校の児童生徒を抱える家庭への実態調査を行い、SC、SSWの増員を検討して参ります。 更に、SSWを学校職員に位置付け、標準法により定数配置することについて、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しているところです。	○	
71	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (7) スクールロイヤーの活用について 令和6年度に運用開始したスクールロイヤー等法務相談事業について、緊急事案に対して柔軟な対応ができるような制度の整備を要望します。	県では、令和6年4月からスクールロイヤー等法務相談事業の運用を開始しました。 スクールロイヤーへの法務相談は、県立学校のみならず、市町村教育委員会や市町村設置の小中学校からの相談にも対応しています。また、相談機会を毎週設けるほか、緊急案件に対しても柔軟に対応できるよう、随時、相談を受け付けています。	○	
72	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (8) 「臨時的任用教職員人材バンク」登録制度の充実と改善について 代替教職員を容易に探し出せるよう、システム改築を要望します。 また、教職員採用試験受験者や大学卒業予定者、退職教職員等への効果的な広報を要望します。	人材バンクについては、定期的に登録内容を精査するとともに、ホームページにおける登録内容の変更の受け付けをしています。代替教職員のシステムについては、市町村(組合)教育委員会との情報共有を図る中で、更新、改良に努めて参ります。また、県内大学のキャリアサポートセンター等に登録用紙を置き、現職、既卒業生等に紹介していただくようお願いしたり、退職教職員や教員選考検査受検者に対する人材バンクへの登録の広報をしたりしています。	○	

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
73	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (9) 中学校免許外教科担任の解消について 小規模中学校の免許外教科担任の解消に向け、技術・家庭・体育・音楽・美術等の教科教諭の配置について、センター方式の導入、非常勤講師の配置基準の拡大や待遇改善など、これまでの調査・研究をまとめつつ、可能なことから早急に対応していただくよう要望します。	小規模中学校非常勤講師の活用等、無免許解消に向けた取り組みを進めるとともに、センター方式の導入については、今年度実施の地区の状況をまとめ、引き続き、調査・研究して参ります。 また、会計年度任用職員等の給与水準や勤務条件等につきましても、引き続き、調査・研究して参ります。	○	
74	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (10) 外国語教育に係る教職員について 小学校外国語教育の充実を図るため、特に次の事項を要望します。 ① 小学校での英語指導を行える教職員の確保。	小学校英語専科加配について、令和6年度は、複数校を兼務している教員28名を含め、合計31名の教員を配置しております。 また、専科教員のための学習会を開催し、小学校外国語教育における指導上の留意点、課題等を共有するなど、より充実した指導につなげるための取り組みを進めているところです。	○	
75	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (10) 外国語教育に係る教職員について ② ALT配置に対する補助制度創設などの県の財政支援。	ALTに関する県単独配置については、厳しい財政状況の下では困難でありますので、今後の国の動向を見ながら検討して参ります。 また、ALTの配置については、外国青年招致事業として、交付税措置がされておりますが、学校における国際理解教育、外国語活動が一層充実するよう、今後も国の動向を見守って参ります。	○	
76	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (10) 外国語教育に係る教職員について ③ 英語専科教員の複数配置及び加配。また、自治体負担で配置する場合の経費負担。	専科指導の充実については、教職員定数の改善により対応しており、今後も国の動向を注視するなかで、検討して参ります。	○	
77	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (11) 小中連携教育の推進について 小中学校教員の兼務発令の制度的な整備や、中学校へ連携担当の教職員を加配措置し、小中の授業や行事に関わることができる体制づくりを要望します。 また、身延・南部地域連携型中高一貫教育について、県においても、中高が連携して効果を生み出すことができるような体制で取り組んでいただくよう要望します。また、授業アシストへの加配が中学校に0.5人となっておりますが、各種事業におけるコーディネートなどを担って効果を高めるために1.0人とするよう要望します。	小中連携教育の推進については、今後の国の動向を注視する中で、兼務発令などの制度面や人員制度について、研究して参ります。 また、身延南部地域における本県初の連携型・中高一貫教育校の教員配置については、これまで配慮を行ってきたところでありますが、今後も引き続き、中高一貫教育の円滑な実施ができるよう、教職員配置について配慮して参ります。	○	
78	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について 一人ひとりの児童生徒に対応したきめ細かな指導をより一層充実させるため、次の事項を要望します。 ① 小学校6年生以降の少人数学級の推進は、令和5・6年度に全県的に教員不足による欠員が生じている現状を踏まえ、必要教員数の確かな算出のもと、現状に応じた対応の中で、推進を図っていただきたい。安定的に教員数を確保できる状況になるまでは慎重に検討いただき、必要教員数の確かな算出のもとで実施すること。 また、実施の際は、市町村で諸準備が進められるよう早い段階でロードマップを提示すること。	県では、令和7年度から小学校5年生に、令和8年度から小学校6年生に、25人学級を導入することとしました。 なお、教員が不足する当面の間は、教員が確保できる最大限の数(26人～30人程度)で、少人数教育を実施する予定です。 導入計画につきましては、可能な限り早くお示しできるよう取り組んで参ります。	◎	きめ細やかで質の高い教育を実現するためには小人数での指導は大切であるが、ここ数年の常態的な教員不足の影響により、教員の未配置が生じている現状がある。必要教員数の確かな算出のもとでの制度となるよう要望します。
79	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について ② 県独自で中学3年生まで実施している「35人学級」の堅持と継続。	国は、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の基準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることをしています。 今後も、少人数教育を推進していくため、国に対して定数改善を要望して参ります。	○	
80	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について ③ 単級アクティブクラスに常勤の教員を配置し、学校の実態に応じて2学級編成も可能とするなど、柔軟な学級編成ができるようにすること。	アクティブクラスの加配については、令和5年度からは、午前みの勤務から、終日の勤務が可能となるよう、令和4年「はぐくみプラン該当基準」を改訂しました。これにより、午後の児童へのきめ細かな指導や学級担任の負担軽減がなされることとなります。 今後も常勤でアクティブ加配が配置できるよう、教員選考検査の改善やペーパーティーチャー研修会、早期退職者への声かけを実施し、人材確保に努めて参ります。	○	

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
81	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について ④ アクティブ加配について、非常勤講師(0.5)2人ではなく常勤が配置できるよう、人材確保についての抜本的な対策。	常勤でアクティブ加配が配置できるよう、教員選考検査の改善やパーティーチャーター研修会、早期退職者への声かけを実施し、人材確保に努めて参ります。	○	
82	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について ⑤ 小中学校の小規模校(6C・3C)に対して、児童生徒数に関わらない加配措置。	小規模校及び中規模校の加配配置基準の見直しについては、これまで逐次改善してきておりますが、今後は、少人数学級の拡大などによる学級規模の状況を把握しながら検討して参ります。	○	
83	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (12)「少人数学級」の堅持と拡大について ⑥ 25人学級導入の影響が及ばない市町村を対象とした「令和のやまなし教育活動モデル推進事業費補助金」の継続。	県では、25人学級導入の影響が及ばない市町村に対して、地域の強みを生かした特色ある教育活動を支援する事業を実施しております。 令和6年度は5町村で事業を展開しています。令和7年度についても事業を継続していく予定です。	○	
84	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (13) 日本語指導が必要な児童生徒(外国人児童生徒等)への教育支援について 国は、帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策において日本語指導に必要な教員定数の改善をしているところですが、日本語指導教員を増員配置していただくよう要望します。 また、母国語で指導できる専門職員の配置を要望します。	本年度も、日本語指導センター校に、昨年度と同規模の日本語指導加配教員を配置し、日本語指導及び生活への適応指導を行っております。 国においては、平成29年度より10年かけて、外国人児童生徒18人に対して、担当教員1人を漸次基礎定数化しております。地域の実状に応じた配置について検討して参ります。 また、通訳事業については、今後も継続して実施できるよう検討して参ります。	○	
85	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (14) 養護教諭の後補充について 校外学習や宿泊体験学習を安全に実施するには、養護教諭の同行が必要であるため、養護教諭の後補充に対する財政支援を要望します。 また、養護教諭の初任者研修の後補充について、新任教員の初任者研修の後補充と同様に県費負担での後補充を要望します。 また、養護教諭助教諭の教育実習受講等に対する代替について、任命権者である県の責務として、通常の代替のルールによらず代替職員を配置していただくよう要望します。	養護教諭初任者研修の後補充については、検討を進めて参ります。	○	
86	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (15) 宿泊できる代替養護教諭の派遣について 校外学習や宿泊体験学習を安全に実施するには、養護教諭の同行が必要ですが、養護教諭が妊娠中であると長時間勤務や宿泊を伴う引率が困難な場合があります。母性保護や引率業務の円滑な遂行のため、妊娠中の養護教諭に代わって代替養護教諭が校外学習に引率できるように、宿泊できる代替養護教諭の派遣制度の創設を要望します。	代替者の派遣については、必要に応じて校内または地教委により対応をしていただいております。今後、その対応については、情報収集するなど調査研究して参ります。	○	
87	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (16) 複式学級の解消について 小規模校での教育水準の維持向上を図るため、県独自の取り組みを強化していただくよう、次の事項を要望します。 ① 県独自の施策として、二の学年の児童で編成する学級基準を12人としているが、10人以下への引き下げ。	複式学級の解消については、県独自の施策として小学校1年生を含む複式の解消、飛び複式の解消、中学校の複式の解消、他の複式については、12人以下で複式学級を編制するなど、国の学級編制の標準を緩和し、複式学級の解消に努めております。 今後については、県単独措置だけでは限界があることから、国に対して複式学級編制基準の改善を要望して参ります。	◎	小規模校の複式学級の解消は、教育水準の維持、向上のため必要不可欠だといえます。学級基準の引き下げや加配措置など県独自の取り組みの強化を要望します。
88	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (16) 複式学級の解消について ② 小規模学校における一般教諭、養護教諭、事務職員、司書教諭の配置基準の見直し及び県費での配置。	教諭等については、県の配当基準に基づき配置しており、養護教諭及び事務職員については義務標準法、司書教諭については学校図書館法に基づきそれぞれ配置しております。 今後も引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。	◎	小規模校の複式学級の解消は、教育水準の維持、向上のため必要不可欠だといえます。学級基準の引き下げや加配措置など県独自の取り組みの強化を要望します。
89	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (16) 複式学級の解消について ③ 複式学級解消のための加配及び市町村単独で教員を配置する場合の人員費に対する助成。	複式学級の解消については、県独自の措置として国を下回る基準により改善を図っております。これまでも、県としては、複式解消に取り組んで参りましたが、県単独措置だけでは限界があることから、引き続き、国に対し基準の引き下げ等を要望して参ります。	◎	小規模校の複式学級の解消は、教育水準の維持、向上のため必要不可欠だといえます。学級基準の引き下げや加配措置など県独自の取り組みの強化を要望します。また、県、学級基準の引き下げや加配措置が難しい場合、市町村で複式学級解消のための加配及び市町村単独で教員を配置する場合の人員費に対する助成を要望します。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
90	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (17) 小規模中学校非常勤講師配置事業の推進拡大について 山間へき地の小規模校において、講師確保が容易にできるよう、待遇改善を要望します。	会計年度任用職員等の給与水準や勤務条件等につきましては、昨年度までの検討経緯を踏まえつつ、調査・研究して参ります。	○	
91	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (18) 市町村費負担の教職員に対する県費助成について 市町村単費雇用の教員、事務職員、学校司書、英語指導助手、学校栄養職員、支援員等に対する県費助成を要望します。 また、研究と修養のため、県教育委員会の研修へ参加できる機会の支援を併せて要望します。	県費負担教職員以外の教職員への研修については、人材育成という観点からも必要なことは考えますが、現在のところ、そのような研修の予算措置をすることが難しい状況です。	◎	現在、市町村では、講師、図書館司書、英語指導助手、栄養士、ICT支援員等を配置し、質の高い教育を実現するため努力しています。しかし、様々な対策を講じるための負担は拡大している現状があります。それらに対応するための県費助成を要望します。
92	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (19) 学校司書の全校配置について 学校司書の全校配置を要望します。	学校司書の配置については、引き続き全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。	○	
93	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (20) 専科教員の加配について 国は小学校高学年における教科担任制の強化のため、当初の予定を前倒して定数改善しています。今後増員される専科教員加配については、地教委や学校の実情を踏まえた配置を要望します。	県では、学校長から提出された小学校専科教員加配(教科担任制を含む)に係る専科教員の活用計画を参考にさせていただきながら加配について検討させていただいていますが、引き続き地教委や学校の実情に応じた配置に努めます。	○	
94	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (21) 理科の専科教員の確保について 理科の授業は、実験器具を用いた授業を展開することから、事故防止のため入念に準備し安全確保に努める必要があります。実験観察用の資材、方法、機器などが高度化しているため、専門的な指導が行える理科の専科教員の確保及び増員配置を要望します。	小学校専科指導のための加配の教科担任制推進分については、対象教科を理科を含め外国語、算数、体育とし、中学校・高校の免許保持者等を資格条件としています。理科の専科教員の確保については、引き続き、調査・研究して参ります。	◎	理科の授業は、実験器具の準備や予備実験等、事前準備の負担がかなり大きいです。教員の働き方改革の面からも、理科の専科教員の増員は急務だと考えます。
95	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (22) 事務職員の複数配置について 共同学校事務室拠点校に事務職員が加配され、事務の円滑化等成果を上げています。拠点校への加配の継続と複数配置の学校の拡充を要望します。	事務職員の拠点校の複数配置については、現状加配を継続できるようにしながら、今後とも増員を国に対し要望して参ります。	○	
96	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (23) 人事評価制度の評価者の変更について 教職員人事評価制度では、市町村教育委員会教育長が二次評価者として最終の評価を行うとされていますが、昇給等の人事管理の基礎として活用される極めて重要な評価であるため、所管小中学校教職員全体の勤務状況を把握している教育事務所や担当管理主事自らが評価を実施するよう制度の改正を要望します。	平成28年度から教職員人事評価制度が本格実施されておりますが、今後も適切な人事評価の運用に向けて、所管小中学校教職員全体の勤務状況を把握している教育事務所が地教委との連絡・調整を密にし、さらに地区担当管理主事が評価結果の点検・確認を行うことにより、より適正な人事評価を行い、職員の資質向上、学校組織の活性化に資する人事評価制度となるよう努めて参ります。	○	
97	II 県教育委員会に対する要望事項 1 教職員の定数・人事管理について (24) 年度末人事異動の最終話し合いについて 転出・転入の情報についてデータ化もしくは書面化しての配付を要望します。	転出・転入の情報のデータ化もしくは書面化での配付については情報管理の観点から、今後、慎重に検討して参ります。	○	
98	II 県教育委員会に対する要望事項 2 特別支援教育の充実について 通常学級に在籍しながら発達障害等がある児童生徒が増加しており、インクルーシブ教育の推進に伴い、障害や課題を持つ児童生徒への対応が一層学校現場に求められます。多様化・複雑化するニーズにきめ細かく対応するため、次の事項を要望します。 ① 教員の更なる加配措置。	特別支援学級への教員の増員配置については、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。	○	
99	II 県教育委員会に対する要望事項 2 特別支援教育の充実について ② 市町村費で任用する支援員への県独自の財政的な補助。	特別支援教育支援員の配置に係る地方公共団体の財政負担軽減について、全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。また、特別支援教育支援員については、平成19年度から市町村分として交付税で措置されているところです。財政措置の更なる拡充についても、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。	○	

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
100	II 県教育委員会に対する要望事項 2 特別支援教育の充実について ③ 県独自で7人へ引き下げている特別支援学級の編制基準の更なる引き下げ。	一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を行うため、特別支援学級を編制する一学級の児童生徒数を本県独自に8人から7人へ引き下げを行い、公立小中学校における特別支援学級の指導体制を強化しております。 引き続き、児童生徒一人ひとりの多様なニーズを踏まえた指導を行う環境を整えられるよう、特別支援学級の人的措置等の充実について、国への働きかけを行って参ります。	○	
101	II 県教育委員会に対する要望事項 2 特別支援教育の充実について ④ 特別支援教諭免許所持者の更なる充実、及び普通免許所持者が特別支援教諭免許の取得を希望する際の配慮。	特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許取得については、県教育委員会が実施している免許法単位認定講習への受講を呼びかけ、免許取得を促進しておりますが、引き続きこの取組を強化して参ります。また、特別支援教諭免許の取得を希望する際の配慮として長期休業中に認定講習を計画するなど取得しやすい実施期間を設定しているところです。なお、既に特別支援学校教諭免許を保有していて、通常の学級等の担任等をしている教員もいることから、免許保有者を特別支援学級担任へ積極的に充てる等の取組について、管下の小中学校をご指導いただきますようお願いいたします。	○	
102	II 県教育委員会に対する要望事項 2 特別支援教育の充実について ⑤ 障害のある児童生徒の就学先決定にあたり、市町村は検査と知見による関係書類を作成し県に提出するが、当該検査の検査員は極めて不足しているため、県総合教育センター(相談支援センター)において検査人員増等による相談体制の充実を図ること。	特別支援学校への就学を希望する児童生徒の所見発行に係る検査は、県総合教育センター(相談支援センター)において体制を整えています。 一方、特別支援学級へ入級を希望する児童生徒に係る検査については、平成25年の「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」により、市町村教育委員会が就学先を決定することが適当とされたことから、できる限り小中学校の設置者である市町村において、検査体制の整備をお願いしているところです。 今後も検査体制を整えるとともに、市町村と連携して取り組んで参ります。	○	
103	II 県教育委員会に対する要望事項 3 学校給食の充実について (1) 食物アレルギーをもつ児童生徒の対応について 食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置を要望します。 また、調理員が別室で個別に調理を行う経費に対して県の財政支援を要望します。	栄養教諭について県独自の配置は、財政上極めて困難であります。食物アレルギーへの対応や食教育の重要性も踏まえて、今後とも配置基準の緩和や増員を国に要望して参ります。	○	
104	II 県教育委員会に対する要望事項 3 学校給食の充実について (2) 学校給食の無償化について 公教育の無償化の観点から、給食費負担の地域格差が生じないよう、県の支援を要望します。	県より、国に対し、保護者負担に地域差が生じないよう、国の責任と財源により学校給食費を無償化することを要望しております。	○	
105	II 県教育委員会に対する要望事項 4 不登校児童生徒の対応について 増加する不登校児童生徒に対応するため、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCO LOプラン)」を基に市町村で体制を整備するにあたり、次の事項を要望します。 ① 市町村教育支援センターに対する施設の設置や維持管理、指導員・相談員などの人材の確保や配置、増員などへの財政支援。	令和4年4月に新たに設置した相談支援センターを中心に、市町村教育支援センターに対し、中核的・広域的な支援を行って参ります。今後も引き続き、市町村との連携を強化し、不登校児童生徒の学習の補充や社会的自立を促すことのできる支援体制の強化に努めて参りたいと考えております。	◎	不登校児童生徒数は年々増加しています。施設の設置や維持管理、指導員・相談員などの人材の確保や配置、増員などへの財政的支援を要望します。
106	II 県教育委員会に対する要望事項 4 不登校児童生徒の対応について ② 市町村教育支援センターへの県費負担正規職員等の人的配置。	県では、令和4年4月1日に設置した相談支援センターに、チーフスクールカウンセラーを配置し、市町村教育支援センターの指導員への指導助言や利用する児童生徒への教育相談等を進める等の取組を行っており、引き続き、市町村を支援して参ります。	○	
107	II 県教育委員会に対する要望事項 4 不登校児童生徒の対応について ③ 「学びの多様化学校」の県主体での設置の検討。	本県における学びの多様化学校の在り方については、様々な先行事例を参考にしながら、学びの多様化学校の設置に係る論点を整理し、具体的な調査研究を進めているところです。	○	
108	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (1) 統合型校務支援システムについて 教職員の業務の効率化のため、多くの市町村で統合型校務支援システムを利用していますが、次期統合型校務支援システムについては、機能面における詳細説明がないまま、現行型の費用負担割合を大きく上回る金額提示と負担割合が提示されました。全ての市町村の導入を促進するため、次の事項を要望します。 ① 市町村の費用負担を現行型と同様の割合(県50%、市町村50%)以下とすること。	県域で校務支援システムを導入することにより、教職員の働き方が改善され、子供の豊かな学びにつながることを目標とし、全ての市町村の導入を向け取り組んでいます。 市町村及び事務組合を対象とした説明会において、機能や費用負担の按分に対する考え方について説明を重ねております。	×	統合型校務支援システムについては、昨年度の段階で、既にその方向性等具体的な事項が決定し、確認されているため。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
109	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (1) 統合型校務支援システムについて ② 汎用のクラウドツールで実現できる不要な機能のコストを削減するなど、市町村の意見や意向を十分聞いた上で求める機能を精査し、持続可能なシステム構築をすること。	次期統合型校務支援システムの導入に当たり、機能の精選など費用削減に向け、市町村の意見や意向を確認しながら取組を進めております。	×	統合型校務支援システムについては、昨年度の段階で、既にその方向性等具体的事項が決定し、確認されているため。
110	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (1) 統合型校務支援システムについて ③ 県が掲げるクラウド化の方針を実現するために、市町村が追加機器の調達やセキュリティ対策をするための費用への財政支援。	国では、学校における働き方改革や学習系・校務系データの連携、大規模災害発生時のレジリエンス確保を表現する、クラウド環境・アクセス制御型セキュリティ対策を前提とした次世代校務DX環境の整備を進めています。導入に当たっては、国の補助事業の活用についても周知を図っております。	○	
111	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (2) 働き方改革推進委員会の活動の推進について 働き方改革推進委員会のさらなる活動の推進を図り、改定された「働き方改革取組方針」に基づき、取組内容については現場の実情に応じて柔軟に対応する中で、教職員の負担軽減に努めていただくよう要望します。	働き方改革推進委員会において、数値目標や取組内容の進捗管理やフォローアップについて検討し、その内容について各市町村教育委員会に情報提供するなど、学校における働き方改革の推進に引き続き努めて参ります。さらに、現行の取組方針(令和3年度～6年度)が取組最終年度となることから、これまでの取組を検証し、取組方針を改訂することで、教員の働き方改革を更に推進して参ります。また、部活動の負担軽減のため、引き続き部活動指導員任用事業などについて、適切な情報提供に努めて参ります。	○	
112	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (3) WEB会議の活用について 移動時間の短縮やペーパーレスの観点から業務効率化に有効であるため、WEB会議の活用を要望します。	働き方改革を踏まえ、会議の内容等を勘案し、WEB会議の活用を進めております。参集が効果的と思われる研修等についても、オンライン参加が可能となるよう併用での実施も検討して参ります。	○	
113	II 県教育委員会に対する要望事項 5 教員の働き方改革について (4) 調査書類・事務文書等の送付先・返送先の統一について 県と市町村及び学校の間での文書の送受信は、統一して統合型校務支援システムを使用させていただきよう要望します。	小中学校への連絡(文書送付等)頻度が高い担当部署については、職員に校務支援システムの個人アカウントを付与し、グループウェアを使用して連絡することを原則として、運用しております。現在使用していない部署においてもグループウェアを使用することが妥当であるか、総合的に検討を進めて参ります。	○	
114	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について GIGAスクール構想の確実な推進のため、次の事項について要望します。 ① 機器の入替時に、各自治体や保護者が用意する場合の県費負担の検討及び新たな補助制度の創設。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、学習者用端末の1人1台体制の維持に必要な財政措置を講じるよう要望しております。県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。	×	既に、機器の入替が終了しているため。
115	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について ② 端末や校内ネットワークの維持更新、セキュリティ及び通信に係る経費について、県による持続的な財政支援。 また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等の追加整備費用等の財政措置。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、大型提示装置等の周辺機器整備や今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強、継続的かつ十分な財政措置を講じるよう要望しております。県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。	◎	端末や校内通信ネットワーク機器、大型提示装置、教師用タブレットの整備や維持更新、セキュリティ及び通信に係る経費について多額の費用がかかり大きな負担となっております。県による持続的な財政措置を含めた支援を要望します。また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等の追加整備費用等の財政措置についても要望します。
116	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について ③ 児童生徒が通信環境に左右されず家庭でのオンライン学習に取り組めるよう、回線使用料等の通信費への財政支援。	全国都道府県教育委員会連合会などを通じて、家庭における通信費の負担軽減について財政措置を講じるよう要望しております。県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。	○	
117	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について ④ ICT環境整備等の知見を有するGIGAスクールサポーターの配置。	全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、ICT機器に関する支援を行う情報通信技術支援員(ICT支援員)の確保について要望を行い、新たに「学校のICT環境整備3カ年計画(2025～2027年度)」が策定され、令和9年度まで地方財政措置が講じられることとなりました。県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。	○	

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
118	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について ⑤ 教員のニーズを的確にとらえた研修の機会の確保。	県としては、教育現場における1人1台端末の効果的な活用に資するため、深い学びの実現に向けたICT活用推進事業や情報社会に生きる読解力・記述力育成事業において、具体的な授業の実践研究や電子副教材の作成を行い、成果を県下に発信したり、総合教育センターのICT活用に関わる研修の充実、学校訪問における1人1台端末の効果的な活用についての情報提供、指導助言を行っています。 また、やまなしICT教育推進連絡会議を立ち上げ、1人1台端末などのICT環境の活用や、教員の指導力向上等の諸課題に対する考え方や対応策を各自自治体間、学校間で共有し、県と自治体との連携を深めながら、ICT教育の推進を図っています。 さらに、文部科学省のGIGA StuDx推進チームとの連携も図るなど様々な機会を通じて教育活動において参考となる事例を発信し、教員の研修の機会を一層充実するよう取り組んで参ります。	○	
119	II 県教育委員会に対する要望事項 6 ICT教育の整備支援について ⑥ デジタル教科書について、供与される教科数に限りがある場合は、各市町村が希望する教科を使用できるようにすること。	令和6年度から国費事業として、小学5年生～中学3年生を対象に、全ての小中学校で「英語」、また、約半数の小中学校に「算数・数学」のデジタル教科書が導入されています。 文部科学省は、デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施することとしています。 今後も、国の動向を注視しつつ、実態に沿った教科等の提供が実現してもらえるよう、引き続き要望して参ります。	○	
120	II 県教育委員会に対する要望事項 7 いじめ問題に関する支援について いじめ問題への対応として、いじめ防止対策推進法に規定する第三者委員会の設置と運営にかかる費用への財政支援及び、ガイドライン等で規定する第三者委員会委員(専門職種委員)の確保に対する支援について要望します。	第三者委員会の設置・運営に係る財政的負担については、引き続き国へ働きかけて参ります。 委員の確保に対する県の支援については、他県の状況等を調査し、研究して参ります。	○	
121	II 県教育委員会に対する要望事項 8 学力向上フォローアップ事業の創設について 学力向上及び学力の定着が不十分である児童生徒を対象とした補習支援等に各市町村が取り組んでいます。県全体として成果が発揮できるよう、山梨県版学力向上フォローアップ事業を創設し、市町村の行う指導員配置経費や必要事業費の助成をしていただくよう要望します。	県では、放課後や長期休業中を活用し、退職教員や教職志望学生らを講師とした補習等を中心とした学力向上フォローアップ事業を、平成26年度から平成29年度までの3年間国補助事業として実施しました。 平成30年度から令和6年度については、市町村(組合)において、全体指導や個別指導の補助、宿題や学習プリントへの採点や評価コメントの記入等を行うスタッフを活用する場合に、その事業費の一部を国・県で補助する「学力向上支援スタッフ配置事業」を実施しています。 児童生徒の学力向上のため、令和7年度の「学力向上支援スタッフ配置事業」の実施について検討するとともに、国の動向を注視しつつ、適切な予算の確保に努めて参ります。	○	
122	II 県教育委員会に対する要望事項 9 学力向上支援スタッフ及びスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金について 国庫補助金の内示額が市町村の申請額を大きく下回り、支援スタッフ等の配置が非常に厳しくなっています。県には要綱、要領の改正を含め減額分が補填されるような対応を要望します。 また、今後とも事業を継続していただくとともに、市町村の当初予算要望に組み込めるような迅速な対応と丁寧な説明を要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。 県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。 また、県では、国の概算要求や予算案の内容を速やかに市町村の担当者に情報提供しているところです。 なお、今後国から内示があった際は、速やかに市町村に連絡し、市町村において事業に取り組んでいただけるよう説明して参ります。 このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	◎	国庫補助金の予定額や予算上の制約により補助金の内示額が、市町村の事業申請を大きく下回り、内示された補助金では、現状維持も困難な状況です。国の要綱通り市町村に負担を求めない県の財政支援をしていただき、国補が減額された場合であっても、安定してスタッフを配置できるような制度の創設について要望します。
123	II 県教育委員会に対する要望事項 10 教育職員免許法の改正に伴う負担の軽減について 教員免許更新制廃止により、新たに教員研修の記録を取ること、その研修履歴に基づいて校長等は教員に指導助言することが義務化されましたが、教職員の多忙化につながらないよう配慮を要望します。	教育職員免許法の改正が令和4年7月1日に施行されたことを受け、公立の小中学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関わる指針の改正が行われ、新たな教師の学びを実現するための研修制度が構築されました。県においても国の示す研修機会及び研修体制等に注視し教員に過度な負担が生じないように配慮しながら校長及び教職員の資質の向上を図って参ります。	○	
124	II 県教育委員会に対する要望事項 11 準要保護者に対する就学援助制度について 準要保護児童生徒の就学援助は自治体により援助の内容も異なり自治体間の格差が生じております。準要保護世帯に対する県の財政支援を要望します。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法の規定により市町村において適切に実施されなければならないとされておりますが、市町村における就学援助が一層充実するよう、今後も、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。	○	
125	II 県教育委員会に対する要望事項 12 公立学校施設の整備について 県の少人数教育推進事業により増えた学級では、大型テレビや教師用の机・椅子等の備品購入や、教室を増改築するための改修工事が必要です。山梨県独自の学級編成基準で増加した学級の教室環境の整備費用については、全額県の負担としていただくよう要望します。 また、増改築する改修工事についての財政支援を要望します。	25人学級により増加した学級の備品購入や教室環境整備への県負担について、また、増改築への財政支援については、現状困難ですが、少人数教育の推進に伴う施設整備に係る国庫補助の充実が図られるよう、現行制度の弾力化、財政支援制度の拡充について、引き続き国に要望して参ります。 なお、少人数指導に対応させるために行う内部改修工事につきましては、現行の学校施設環境改善交付金制度においても実施が可能となっております。	○	少人数学級の推進による教室不足といった課題が想定されることから、財政的支援(補助金)をお願いしたいため。

NO	R6要望(R7施策・予算)	R6回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを 選択した場合は必ず記入してください。)
126	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>13 中学校部活動について</p> <p>(1) 部活動を担当する教員の負担軽減について</p> <p>体育系部活動の大会参加は、学校体育の目指す教育内大会のみの参加にするなど、県独自の部活動への対応方針や大会参加要件等の緩和などについて、中体連と協議して進めていただくよう要望します。</p> <p>また、部活動指導員任用事業における財政支援の拡充を要望します。</p>	<p>令和5年12月に策定した「やまなし学校部活動及び地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン」では、原則として部活動指導員の単独引率、外部指導者等が生徒の安全を確保に留意しつつできるだけ教師が引率しない体制を整えることを中体連を含む、大会主催者に対して、大会等の規定に整備することとしております。</p> <p>また、部活動指導員任用事業について拡大を行っております。</p>	○	
127	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>13 中学校部活動について</p> <p>(2) 部活動の地域移行について</p> <p>県には、地域単位での情報共有や意見交換、諸検討会議にも積極的に参加していただき、地域の実情や実態を的確に把握されるとともに、県が主体となって進めていただくよう、次の事項を要望します。</p> <p>① 人件費等に対して、補助金増額や拡充等の県の予算措置、県主導での基金創設。</p>	<p>人材バンクについては、令和6年3月から運用しております。</p> <p>また、全国都道府県教育長協議会を通じて、国へ部活動の地域連携や地域クラブ活動に協力する地域団体等の管理運営や人材確保について、十分な人的・財政的支援を行うよう要望しております。</p> <p>なお、令和7年度についても国の補助金を活用した地域移行に係る実証事業を行うこととしております。</p>	○	
128	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>13 中学校部活動について</p> <p>(2) 部活動の地域移行について</p> <p>② 距離的・経済的格差に関係なく、部活動への参加を希望する生徒の誰もがアクセスできる状況を作るため、地域部活動制度を運営等していくための活動補助金、地域部活動の運営補助金制度の創設。</p>	<p>国の令和6年度2次補正や令和7年度予算において、一部の経費の補助が示されました。</p> <p>今後、国の予算的支援の動向を注視しながら、検討して参ります。</p> <p>また、全国都道府県教育長協議会を通じて、国へ部活動の地域連携や地域クラブ活動に協力する地域団体等の管理運営や人材確保について、十分な人的・財政的支援を行うよう要望しております。</p>	◎	地域クラブの運営を継続するため、また、参加者の負担額を低廉な金額とするため、永続的な補助制度の創設を強く要望する。
129	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>13 中学校部活動について</p> <p>(2) 部活動の地域移行について</p> <p>③ 生徒や保護者が地域クラブ等を容易に把握し、自らに適した活動を選択できるよう、県による地域活動の習い事のプラットフォームの作成。</p>	<p>地域移行への理解促進のための周知活動を市町村に働きかけ、保護者説明会等の開催を促します。</p> <p>また、県では保護者などを対象とした地域移行の理解促進に向けた保護者・生徒向けのフォーラムを開催するとともに、模擬クラブ体験・ワークショップの開催を市町村と協同して実施し、地域クラブ活動への理解促進を図っております。</p>	○	
130	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>14 児童生徒の安全確保について</p> <p>児童生徒の安心安全確保のため、スクールガード・リーダーの設置を継続するとともに、さらなる強化発展を要望します。</p>	<p>通学路等の安全を確保するため、現在、各市町村の意向を踏まえ、スクールガード・リーダーの配置に係る経費を支援しております。</p> <p>また、学校や通学路における事故・事件の対策などの情報を共有する場である「スクールガード・リーダー育成講習会」を開催し、スクールガード・リーダーのみならず、市町村担当者等への参加を促しております。</p> <p>今後も、児童生徒の安全を確保できるよう、市町村等に対しスクールガード・リーダーの積極的な配置について、働きかけて参ります。</p>	○	
131	<p>II 県教育委員会に対する要望事項</p> <p>15 将来的な義務教育学校の導入検討について</p> <p>山梨県では基本的に採用時の免許科目で人事異動を行っており、小中学校間の行き来や、義務教育学校において小学校・中学校両方を担当することなどを想定した仕組みになっていないため、義務教育学校の導入には人事面での課題があります。小中一貫教育推進のため、将来的な義務教育学校の設置に伴う上記課題について検討するよう要望します。</p>	<p>小中両校種の免許をもっている者は数も限られており、教員数不足の現状においては、確実な任用を実施するためにも、異なる校種での交流を見越しての採用計画の実施は厳しい状況にあります。</p> <p>そのため、義務教育学校で想定される小中学校を行き来できる人事上の運用は、原則として実施していません。</p> <p>小中連携促進を図ることは重要であり、今後その促進に向けた仕組みについて調査・研究して参ります。</p>	○	

新規要望なし

NO	国・県	新規要望	事由・説明
記入上の注意		<p>「国への要望事項」か「県への要望事項」が選択し、要望事項とその事由・説明を記入してください。</p> <p>要望がない場合は、上記「新規要望なし」にレ点を付けてください。</p>	<p>新規要望は事務局に次のような情報を提供してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考にした国や県の施策、法令 ・要望する理由(現状の課題など) ・既存の要望との差別化 ・想定する要望先(〇〇課など)
記入例		公立図書館での電子書籍導入費用の助成について	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られなければならないとしている。しかし、電子書籍導入の初期費用や電子書籍代は高額であるため、公立図書館で環境を整えるために費用の助成を求める。</p> <p>既存の要望に「公立図書館資料(図書、視聴覚資料)の購入費の助成」はあるが、「電子書籍の導入」に関する費用の助成がないため、新たに要望に加えていただきたい。</p>
1			
2			

議案第4号（6月）

笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員の
任命・委嘱について

学校教育課

令和7年度 笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員(候補者)

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

番号	新規	委員区分	氏名	委嘱・任命	備考(所属)
1	○	関係行政機関	藤本 雄	委嘱	笛吹警察署生活安全課少年係長
2		関係行政機関	佐野 嘉彦	委嘱	笛吹警察署スクールサポーター
3	○	関係行政機関	出口 恵子	委嘱	山梨県中央児童相談所第二課長
4	○	関係行政機関	景中 暁道	委嘱	笛吹市保護司会会長
5	○	市PTA連合会	珠島 ゆかり	委嘱	笛吹市PTA連合会会長
6	○	市立小中学校	霜村 文晴	委嘱	笛吹市教育協議会会長
7		関係行政機関	杉山 順哉	委嘱	笛吹市教育協議会事務局次長
8	○	関係行政機関	小林 千澄	任命	生涯学習課コーディネーター
9		関係行政機関	本庄 由美子	任命	子供すこやか部子育て支援課主幹保健師
10		関係行政機関	吉岡 弘子	委嘱	笛吹市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長
11		関係行政機関	村松 賢志	委嘱	峡東教育事務所指導主事
12	○	教育委員会事務局	坪 寛	任命	笛吹市総務部総務課課長
13		教育委員会事務局	鬼島 和昭	任命	ふえふき教育相談室室長
14	○	教育委員会事務局	吉田 孝至	任命	笛吹市教育総務課課長
15	○	教育委員会事務局	角田 能一	任命	笛吹市学校教育課長課
16		教育委員会事務局	筒井 寿	任命	笛吹市教育支援センター「ステラ」チーフ

笛吹市条例第 12 号

笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会(第 2 条—第 9 条)

第 3 章 笛吹市いじめ問題専門委員会(第 10 条—第 19 条)

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会(第 20 条—第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会 (設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、笛吹市いじめ問題等連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 連絡協議会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議する。

(組織)

第 4 条 連絡協議会の委員(以下この章において「委員」という。)は、20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する者その他笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立小中学校
- (2) 市 PTA 連合会
- (3) 関係行政機関
- (4) 教育委員会事務局

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議(以下この章において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 連絡協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 笛吹市いじめ問題専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等のための対策及びその他教育委員会が必要と認める事項について、調査審議する。

2 専門委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査する。

(組織)

第12条 専門委員会の委員(以下「この章において「委員」という。）」は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験者

(4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者

(5) その他教育委員会が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第 13 条 専門委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 14 条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を審議調査させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議の非公開)

第 15 条 会議は、原則として公開しない。

(調査の公正)

第 16 条 専門委員会は、委員の申し出に基づき、当該委員が調査を行う事案について特別の利害関係を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(権限等)

第 17 条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 18 条 委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第 19 条 第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、専門委員会について準用する。

この場合において、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「連絡協議会」とあるのは「専門委員会」と、第 7 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 20 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題調査委員会(以

下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 21 条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定する調査の結果について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第 22 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神科医
- (3) 学識経験者
- (4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第 23 条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準用)

第 24 条 第 5 条、第 7 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「連絡協議会」とあり、並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条並びに第 17 条中「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、第 7 条第 1 項中「教育長」とあり、及び第 12 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 18 条中「委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、第 2 章及び第 3 章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号（6月）

笛吹市いじめ問題専門委員会委員の委
嘱について

学校教育課

令和7年度 笛吹市いじめ問題専門委員会委員(候補者)

任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

番号	委員区分	氏名	備考(所属)
1	学識経験	田中 健史郎	山梨大学教育学部(准教授)
2	心理	渡邊 伴子	公認心理士
3	福祉	渡辺 実子	社会福祉士会(会長)
4	学校関係	霜村 文晴	校長会長(八代小学校長)
5	学校関係	小野田 耕二	教頭会長(石和中学校教頭)

議案第6号（6月）

笛吹市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課

令和7年度 笛吹市社会教育委員 兼 公民館運営審議委員

(敬称略)

No.	区分	氏名	備考
1	市文化協会	堀内 智恵子	市文化協会会長
2	市小・中学校長会	霜村 文晴	八代小学校 校長
3	市青少年育成推進協議会	立川 誠	市青少年育成推進協議会会長
4	市内家庭教育団体	渡邊 真史	NPO法人学びの広場事務局長
5	ふえふき文化・スポーツ振興財団	田中 親吾	ふえふき文化・スポーツ振興財団事務局長
6	笛吹高校	廣瀬 志保	笛吹高等学校 校長
7	学識経験者	坂野 修一	
8	学識経験者	内田 勝也	
9	石和	加々美 恭子	
10	御坂	金子 津多恵	
11	一宮	中楯 文仁	
12	八代	石倉 絹子	
13	境川	中村 久美子	
14	春日居	吉岡 弘子	
15	芦川	原 百枝	

【参考資料】社会教育委員に関する条例及び公民館運営審議会委員に関する条例（抜粋）

○笛吹市社会教育委員に関する条例

平成16年10月12日

条例第96号

(略)

(委嘱の基準)

第2条 社会教育委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(後略)

○笛吹市公民館条例

平成16年10月12日

条例第98号

(略)

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条第1項の規定に基づき、笛吹市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

議案第7号（6月）

文化財保護審議会委員の委嘱について

文化財課

笛吹市文化財保護審議会委員名簿

氏名	専門領域	職・委員等
ながさわ ひろまさ 長澤 宏昌	考古学 博物館学	遠妙寺住職 元山梨県埋蔵文化財センター職員
みやぎ えいき 宮城 榮信	民俗・仏事	慈眼寺住職
おの なかお 小野 仲夫	天然記念物 植物	樹木医 山梨県文化財巡視員
きたがわ よう 北川 洋	建造物	建築士 元芦川町伝統的建造物群保存対策調査委員
たかはし おさむ 高橋 修	近世史 博物館学	東京女子大学教授
にいっ たけし 新津 健	考古学 史跡整備	昭和測量(株)文化財調査課研究顧問 元山梨県埋蔵文化財センター職員
ふるや まさひろ 古屋 真弘	神道 有職故実	浅間神社宮司
やなぎもと いさお 柳本 伊左雄	仏像(彫刻) 寺院建築	元身延山大学教授
よしおか ひさお 吉岡 尚男	文化財一般	春日居町文化協会郷土史会会長

【参考資料】 笛吹市文化財保護審議会に関する条例（抜粋）

○笛吹市文化財保護条例

平成16年10月12日

条例第116号

改正 平成18年3月27日条例第17号

平成18年8月1日条例第82号

（略）

（文化財保護審議会の設置）

第18条 教育委員会に笛吹市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（任務）

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。

2 教育委員会は、次に掲げる事項については、審議会に諮問しなければならない。

(1) 文化財の指定及びその解除

(2) その他必要と認める事項

（組織）

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員がその職務を代理する。

（会議）

第22条 会議は、会長が招集する。

第23条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（後略）

議案第8号（6月）

笛吹市図書館協議会委員の任命について

図書館

令和7年度 笛吹市図書館協議会委員名簿（候補者）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

組織構成	氏名	備考
学校教育関係者	しもむら 霜村 ふみはる 文晴	令和7年度笛吹市教育協議会会長 ／八代小学校
学校教育関係者	しみず 清水 たけし 健	令和7年度笛吹市学校図書館教育協議 会会長／春日居中学校
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	たましま 珠島 ゆかり	令和7年度笛吹市PTA連合会会長／ 石和中学校
社会教育関係者	ほりうち 堀内 ちえこ 智恵子	笛吹市社会教育委員
社会教育関係者	うちだ 内田 かつや 勝也	笛吹市社会教育委員
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	はら 原 はるこ 治子	笛吹市立図書館ボランティア団体
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	はやかわ 早川 ひろえ 博江	笛吹市立図書館ボランティア団体
学識経験者	いいだ 飯田 ひでみ 秀實	山廬文化振興会 理事長

【参考資料】 笛吹市図書館協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市立図書館条例

平成16年10月12日

条例第99号

(略)

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に笛吹市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の運営に対し意見を述べる機関とする。

(組織)

第5条の2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する委員をもって組織する。

(定数及び任期)

第5条の3 協議会の委員は、8人以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条の4 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条の5 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第5条の6 会長は協議会を開催したときは、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(後略)